

議 事 録 抄 本

令和 6 年 1 2 月

福崎町農業委員会

令和6年12月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 12月20日(金) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國

【欠席者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
7番 山口 金丸	15番 岡 幸司

【署名人】

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

<案件>

議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 4件

議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(改正
附則第5条第1項による経過措置) (利用権の設定) 2件

議案第41号 地域計画(案)に係る意見聴取について 15件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 4件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会12月定例会を開催します。

本日欠席者の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

委員をお願いします。議案第38号から議案第41号に至る4議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 7番：資料1ページをご覧ください。願出地は、大門公民館から北東に約500m位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成16年5月の航空写真により山林となっていると判断しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第38号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 7番：現地では、現在木が生えており農地ではないことを確認しました。現地調査班では、非農地と証明することに問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第38号 1件について、質疑はありませんか。

〈なし〉

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第38号 1件について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第38号 1件について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉

〔賛成 11：反対 0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、原案の通り証明することといたします。

(議長) 次に、議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 20番：資料3～5ページをご覧ください。申請地は、■■■■が大門公民館から東に約500m、■■■■・■■■■及び■■■■がライスセンターから北東に約250mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の■■■■は以前から農業に興味があり、空き家と農地が売りに出されているのを見つけ今回の申請が出てきております。申請者の住所が奈良県ですが、現在は加古川に住んでおり、仕事が落ち着き次第福崎町へ移住を考えておられます。■■■■や、■■■■は複数の農地が1区画になっているほ場であり、農地取得後に地元の集落営農組織と耕作について話し合いをする予定です。農機具に関しては来年の夏頃に取得する予定です。農地を取得後は水稻・野菜を栽培される計画です。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 39 号 20 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 20 番：現地では、[]・[]については[]が麦を作っており、[]・[]については保全管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 39 号 20 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 39 号 20 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 39 号 20 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 20 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 39 号 21 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 21 番：資料 6 ページをご覧ください。申請地は、ラ・ムーから西に約 500 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は、近隣の[]から話があり、自分の好きな作物を育てたいという思いがあったため申請が出てきております。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 39 号 21 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 21 番：現地では、申請地周辺の農地も細長い形状の畑になっていました。現地調査班では、申請者も畑として利用したい意向があるため、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 39 号 21 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 39 号 21 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 39 号 21 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 21 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 39 号 22 番について、私が関係しておりますので、職務代理者の上阪副会長に議長をお願いし退出いたします。

< 上田会長 退席 >

< 職務代理者 議長席へ >

(職務代理者) 事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 22 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、春日ふれあい会館から西に約 900m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の[]は、遠方に住んでおり、地元の人に譲りたいと意向がありました。そこで親戚関係にあり、[]である[]との間で話がまとまり申請が

出てきております。現在は[]が耕作しており、取得後についても引き続き[]が耕作する予定です。通常は、解約してから所有権の移転を行います、譲受人が農事所有適格法人である[]であるため、農地中間管理機構の例外措置にて所有権移転を行います。

以上です。

(職務代理者) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 39 号 22 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 22 番：現地では、今年度に水稻の作付け・収穫が行われたことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(職務代理者) 議案第 39 号 22 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 39 号 22 番について、討論はありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 39 号 22 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(職務代理者) 挙手全員でございますので、議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 22番について、原案の内容で許可することといたします。

当議案の審議が終わりましたので議長の任を解かせていただきます。

< 職務代理者 議長席退席 >

< 上田会長 着席 >

(議長) 次に、議案第39号 23番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 23番：資料8・9ページをご覧ください。申請地は、ライスセンターから南東に約800mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]と譲渡人の[]は親戚関係であり、申請地が自宅横の農地ということもあり購入の話がまとまり申請が出てきております。周辺は宅地に囲まれており、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第39号 23番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 23番：現地では、3筆が隣接し水路もあり増反ということですので耕作するには問題ないこと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第39号 23番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第39号 23番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第39号 23番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 23番について、原案の内容で許可することといたします。

(議長) 次に、議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置） （利用権の設定）

(事務局) 資料10・11ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田2,584㎡、2件です。
以上です。

(議長) 議案第40号 2件について質疑はありませんか。

〈なし〉

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第40号 2件について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第40号 2件について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉

〔賛成11：反対0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置） 2件について、原案の内容で決定することといたします。

(議長) 次に、議案第41号 地域計画（案）に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

議案第41号 地域計画（案）に係る意見聴取について

(事務局) 地域計画策定にあたり、あらかじめ農業委員会等の関係者に意見を聴くことが法律で定められております。今回、28地区のうち協議結果のとりまとめが終わっている15地区について農業委員会の意見を求められています。
自身の所属集落に関しての意見は控えていただくようお願いいたします。
以上です。

(議長) 議案第41号について質疑・意見はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 現在の集積率と目標の集積率がありますが、どこまで集積したらいいなどの基準はあるのでしょうか。

(事務局) 特に明確な基準はありませんが、目標の集積率が現在の集積率を超えてい

ることです。

ただ、現在の集積率が 50%未満の地区については 50%以上集積することを目標としていきたいと考えております。

(山口委員) 現集積率と目標集積率が同じ集落もあると思うんですが、機械の大型化などというように国としてはより集積率を上げることが目標にしていると思うんですが、目標集積率を上げなさいというような努力目標を定める必要性はないんでしょうか。

(事務局) 50%以上集積をすることが目標ではあります。現在、すでに営農組合があり高い集積率となっている集落につきましては現在以上に集積することが望ましいですが、難しい場合現在の集積率より下がらないように維持していくことも必要であると考えております。

(議長) 他に意見等ありませんか。
私からよろしいでしょうか。
28 地区のうち、資料がまとまった 15 地区が今回出てきていますが、地区の座談会等が終了し、各地区ごとに 10 年後の意見が村で集約されたという認識でよろしいんですね。

(事務局) はい、そうです。

(議長) 他に意見等ありませんか。
大野推進委員どうぞ

(大野推進委員) 目標地図で、私の所属する地区は今後検討ばかりなんですね。そういったところは今後、田んぼを耕作しろということですか。

(事務局) 今後検討のところに關しても、耕作者などが決まれば 1 年ごとに計画の見直しをしていきます。

(大野推進委員) 今まで、田んぼをしていた人たちがほとんどしなくなった。高齢化などの問題で人もいません。そういった場合はどうしたらいいんでしょうか。

(事務局) 1 つは町内外から新規就農者を呼び込む場所にすることです。地域計画が策定されれば、HP に掲載されますので農地を探している人がそれを見たときにまとまった農地があることが分かります。また、窓口でも紹介ができるのでそういった形で活用していけたらと考えています。

(議長) 他に意見等ありませんか。
岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) 基本的に 1 年ごとに見直したらいいんですか。

(事務局) そうです。ただ、国のからもどういう風に見直しをかけていくか詳細な説明はないんですが、現状から変更がないか確認を年に1回行うよう言われています。

(議長) 他に意見等ありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 西治地区は、ほ場整備地については営農がほとんど耕作しているが、未整備田が10ha以上無くても小規模面積で区画整備できるようなものはできないのでしょうか。

(事務局) 耕作条件改善事業など補助メニューはありますが、地元負担なしのほ場整備のメニューはないです。

(議長) 他に意見等ありませんか。

＜なし＞

(議長) 議案第41号について、意見はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、採決に移ります。
議案第41号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成11：反対0〕

(議長) 挙手全員でございますので議案第41号 地域計画（案）に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料13ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が4件でたことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

資料 14 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 5 件、耕作面積証明書を 2 件、計 7 件を発行したことを報告します。

報告は以上となります。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

< なし >

< 15 : 45 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・1 月 21 日 (火) 15:00～
場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	
署 名 人	